

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和2年10月21日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 3件

**厚生年金保険関係** 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000171 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000054 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正、又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 11 月 26 日から昭和 57 年 3 月 2 日まで

私は、昭和 55 年 2 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで B 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、昭和 55 年 2 月 1 日から昭和 56 年 11 月 26 日まで A 社、昭和 57 年 3 月 2 日から平成 29 年 11 月 1 日まで B 社となっており、請求期間の被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において B 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 49 年 8 月 15 日に C 県 D 市で厚生年金保険の適用事業所となり、昭和 56 年 11 月 26 日に適用事業所でなくなった後、昭和 57 年 3 月 2 日に B 社として、E 県 F 市で厚生年金保険の適用事業所となっていることから、請求期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に、昭和 56 年 11 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和 57 年 3 月 2 日に再取得している者は、22 名確認できるものの、いずれの者にも、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、B 社は、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否か不明と回答している。

加えて、前述の請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない 22 名のうち、連絡先が分かる 17 名に文書照会し、12 名から回答があったところ、請求者を知っていると回答している者は複数いるものの、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答又は陳述が得られないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社が昭和 56 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった理由（全喪原因）は、「その他」となっているところ、B社の履歴事項全部証明書によると、同社の会社成立年月日は昭和 54 年 8 月 3 日となっており、同社は、請求期間を含め現在まで事業を継続していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2000173号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第2000052号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和42年4月1日から昭和47年4月1日まで

私は、15歳から20歳まで、親戚が経営していたA社で大工の見習いとして勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務していたと主張している。

また、請求代理人から、A社の電話番号が記載されているとして提出されたB市版の職業別電話帳(昭和55年5月1日発行)(写)には、C社と記載されているところ、請求者は、自身の姓は「D」が正しいが、会社名は読みにくいため、C社としていた旨陳述している。

しかしながら、適用事業所検索システム及びオンライン記録によると、A社又はC社という名称の事業所が、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、E地方法務局は、「F社」、「A社」又は「C社」という名称の会社の法人登記は見当たらない旨回答及び陳述している。

また、請求者が事業主及び同僚として記憶している3名について、オンライン記録により氏名検索を行ったところ、3名それぞれと同姓同名(ただし、1名の姓は「G」)の被保険者を確認できるが、オンライン記録において、3名のA社又はC社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、3名のうち、2名は既に亡くなっていることが確認できる上、ほかの1名に電話聴取したものの、請求者の請求期間に係る勤務実態等について、「不明」である旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することはできない。

さらに、H公共職業安定所は、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない

と回答している上、B市I区役所は、請求者は、請求期間中である昭和46年4月21日に国民健康保険の被保険者資格を取得し、現在も加入中であると回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000178 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000053 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間において、C県D市に所在したA社が経営していたB事業所に勤務し、料金収納等の仕事に従事していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、C県D市に所在したA社が経営していたB事業所に勤務していた旨主張している。

また、請求者からA社及びB事業所の電話番号が記載されているとしてC県東部版の職業別電話帳（昭和 56 年 8 月 1 日発行）（写）が提出されている。

しかしながら、適用事業所検索システム及びオンライン記録によると、A社及びB事業所という名称の事業所が、請求者が主張する所在地（D市）において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、E地方法務局F支局は、A社及びB事業所という名称の会社の法人登記は見当たらないと回答している。

また、請求者は、A社の社長は既に亡くなっていること、B事業所は現存していない旨陳述している上、一緒に勤務していたとする同僚については、フルネームを記憶しておらず、照会することができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、G公共職業安定所は、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。